

昭和二十四年十一月二十九日  
答弁第四九号

(質問の 四九)

内閣衆甲第一一四号

昭和二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員渡部義通君提出大阪府教育委員会の整理規準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員渡部義通君提出大阪府教育委員会の整理規準に関する質問に対する答弁書

一 直ちに大阪府教育委員会に照会したところ、質問主意書に示された「特定の政党……」の如き規準を作成した事実はなく、又実際に特定の政党に入党しているとの理由で整理したこともないとのことであるから、さよう御了知ありたい。

二、三 大阪府教育委員会においては、質問主意書に示されたような規準を作成した事実がないことであり、又実際の整理規準とは相当の懸隔があるから、かかる心配はないと思料せられる。従つて現段階においてこの問題について大阪府教育委員会に対し助言を與える考えはない。

右答弁する。